

○山武市地域振興基金運用益金の処理に関する取扱要領

平成22年6月15日告示第63号

山武市地域振興基金運用益金の処理に関する取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、山武市地域振興基金条例（平成18年山武市条例第154号。以下「条例」という。）に規定する山武市地域振興基金（以下「基金」という。）の運用から生ずる収益（以下「運用益金」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

**第2条** 条例第4条に規定する基金の設置目的を達成するために必要な事業（以下「対象事業」という。）とは、次に掲げるものでソフト事業であるものとする。

(1) 市民の連帯の強化となるもの

ア 各種イベント開催事業

イ 新しい文化の創造に資する事業

ウ その他一体感の醸成に資する事業

(2) 地域振興を推進するもの

ア 地域行事、伝統文化等の活性化を図る事業

イ 地域活性化事業

ウ 市民の主体的な活動を促進する事業

エ その他特色ある地域振興に資する事業

(3) 市民協働の推進に関するもの

(4) その他市長が基金の設置目的を達成するために必要と認めるもの

(対象事業の財源)

**第3条** 対象事業を実施するための財源は、当該対象事業を実施する年度に生ずる運用益金とする。

2 市長が必要と認める場合に限り、過去に基金へ繰り入れた運用益金を対象事業の財源とすることができる。

(対象事業の額)

**第4条** 対象事業の額は、当該対象事業を実施する年度に生ずる運用益金の範囲とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(対象事業の期間)

**第5条** 対象事業の実施期間は、原則として2年間とする。

(事業計画の作成及び提出)

**第6条** 対象事業を実施しようとする課等の長は、地域振興基金事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、総務部長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画は、地域振興基金事業計画書（別記第1号様式）により提出するものとする。

(運用計画の作成)

**第7条** 総務部長は、前条の規定に基づく事業計画の提出を受けた場合には、当該事業計画における運用益金の充当について判断し、地域振興基金運用計画（以下「運用計画」という。）を作成するものとする。

2 総務部長は、運用計画の作成において、対象事業に充当する運用益金の総額が当該年度に生じる運用益金の範囲を超えることが想定される場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

3 第1項の運用計画は、地域振興基金運用益金対象事業運用計画書（別記第2号様式）により作成するものとする。

(運用計画の決定)

**第8条** 運用計画の決定は、市長が行うものとする。

(意見の聴取)

**第9条** 市長は、前条の決定を行うときは、あらかじめ山武市蓮沼地区地域審議会、山武市松尾地区地域審議会、山武市山武地区地域審議会及び山武市成東地区地域審議会（以下「各地区地域審議会」という。）に対し、次の各号に掲げる事項を提示し意見を求めなければならない。

(1) 対象事業の名称及び事業の概要

(2) 対象事業の区分（「市民の連帯の強化となるもの」、「地域振興を推進するもの」、「市民協働の推進に関するもの」又は「その他」の別）

(3) 対象事業に要する費用及び運用益金の充当額

(4) 事業実施年度

(5) その他必要な事項

(対象事業の報告)

**第10条** 市長は、第8条で決定した運用計画に基づく対象事業について、事業実施年度毎に事業成果を各地区地域審議会に報告しなければならない。

(運用益金の処理に関する事務)

**第11条** 本要領に定めるもののほか、運用益金の処理に係る事務は、企画政策課において所掌する。

附 則

この告示は、平成22年6月15日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第7条関係）